

姫路市耐震改修促進計画
(第2次改定版)

令和8年(2026年)3月

姫 路 市

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 耐震改修促進計画(第2次改定版)の概要 | |
| (1) 計画改定の背景と位置付け | 1 |
| (2) 計画の対象と期間 | 4 |
| 2. 耐震化の現状と目標 | |
| (1) 想定される地震の規模・被害 | 5 |
| (2) 耐震化の現状 | 9 |
| (3) 耐震化の目標 | 13 |
| 3. 耐震化を促進するための施策 | |
| (1) 耐震化の取組方針 | 15 |
| (2) 既存施策の検証 | 15 |
| (3) 耐震化を促進するための支援策の課題 | 21 |
| (4) 耐震化を促進するための今後の施策 | 25 |
| (5) 市有建築物の耐震化の促進 | 28 |
| (6) その他の施策について | 28 |
| 4. 耐震化の促進に関し必要な事項 | |
| (1) 耐震化の実施状況の把握 | 30 |
| (2) 耐震化の目標・施策の見直し | 30 |
| 用語の解説 | 31 |

解説のある用語には初出ページに※印を表示しています。

1. 耐震改修促進計画^{※1}(第2次改定版)の概要

(1) 計画改定の背景と位置付け

① 改定の背景

平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等による被害者であった。この教訓を受け、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法^{※2}」という。)が制定された。

各地で大規模な地震が頻発しており、特に平成23年(2011年)3月の東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害だけでなく、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。

また、平成30年(2018年)6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生し、さらに令和6年(2024年)1月の能登半島地震においては、耐震化率^{※3}が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

このような認識のもと、住宅・建築物の耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえ「建築物の耐震診断^{※4}及び耐震改修^{※5}の促進を図るための基本的な方針(以下、「国の基本方針」という。)」が令和7年(2025年)7月に改正された。主な改正点として、昭和56年(1981年)基準以降～平成12年(2000年)以前の木造住宅の耐震性能検証の促進、省エネ・バリアフリー改修と併せた耐震改修や段階的改修の推進、高齢者向け融資制度の普及などが新たに位置づけられた。また、耐震化の実施目標が見直され、住宅は令和17年(2035年)まで、要緊急安全確認大規模建築物^{※6}は令和12年(2030年)までに耐震化を進める新たな目標が設定された。

② 改定の目的

姫路市内を横断する山崎断層帯による地震が発生した場合、大きな被害をもたらすことが想定されている。また近年、姫路市を含む関西圏に大きな被害をもたらすとされている南海トラフ地震の発生切迫性が指摘されている状況である。

兵庫県では「兵庫県耐震改修促進計画」^{※7}(以下、「県の計画」という。)を令和8年(2026年)3月に改定し、令和17年度(2035年度)に、耐震性が不十分な住宅及び多数の者が利用する建築物^{※8}(以下、「多数利用建築物」という。)をおおむね解消することを新たな目標として掲げた。

姫路市では、平成20年(2008年)3月に耐震改修促進法の規定により、県の計画に基づいた「姫路市耐震改修促進計画」(以下、「本計画」という。)を策定した。その後、平成28年(2016年)3月に改定を行い、令和7年度(2025年度)までに住宅の耐震化率を95%、建築物の耐震化率を97%とすることを目標として、様々な耐震化促進のための取組みを行ってきた。

このような大規模地震の発生予測や耐震改修促進法、国の方針、県の計画の改正等を踏まえ、地震による被害を軽減し、都市の防災性を高め、市民の生命と財産を保護することを目的として、本市や市民・事業者が住宅・建築物の耐震化をより一層促進するための指針となる本計画を改定する。

(計画の改定履歴)

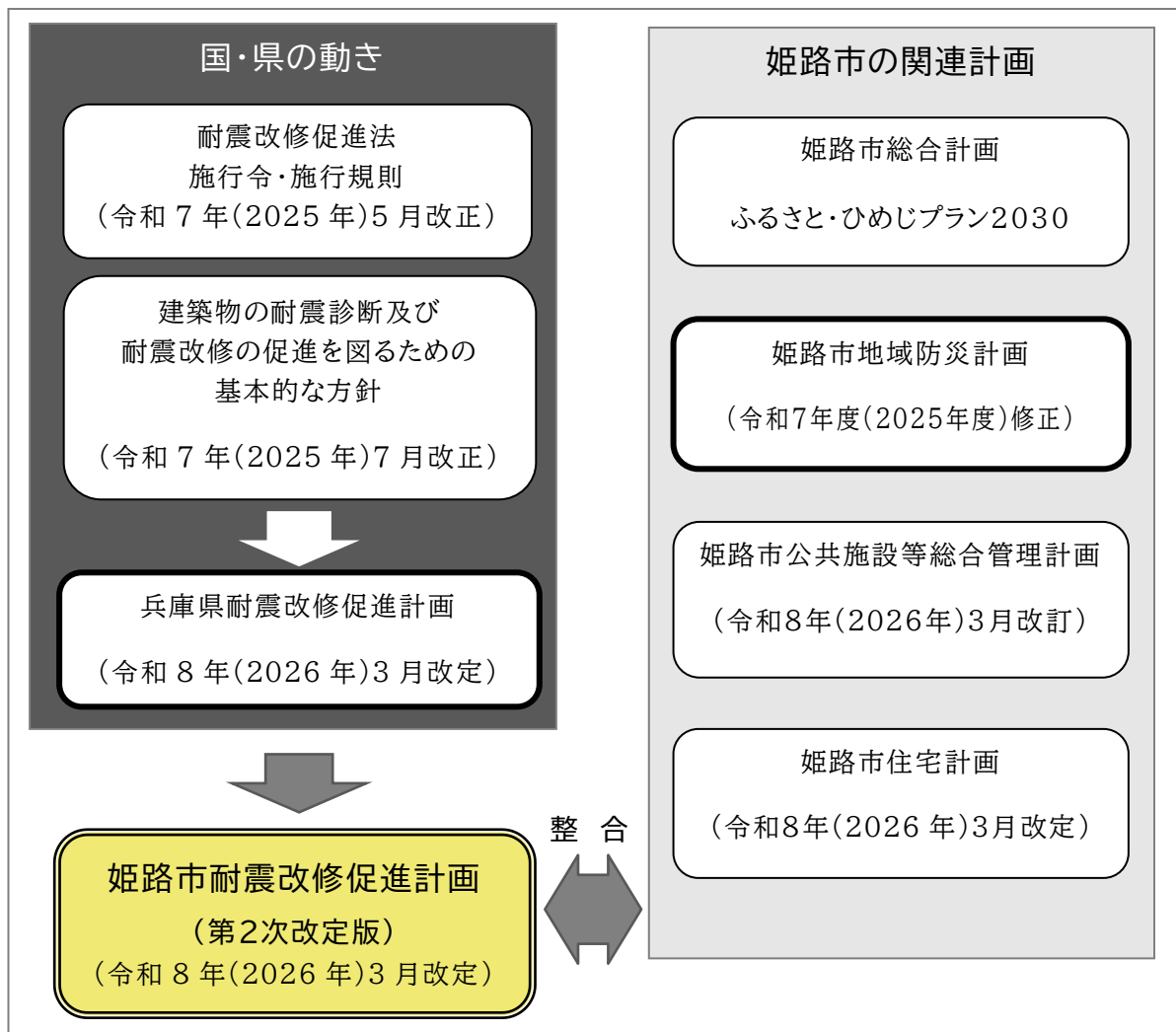
| | | |
|----------------|-------------|-------|
| 平成20年(2008年)3月 | 姫路市耐震改修促進計画 | 策定 |
| 平成28年(2016年)3月 | 姫路市耐震改修促進計画 | 改定 |
| 令和8年(2026年)3月 | 姫路市耐震改修促進計画 | 第2次改定 |

③ 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法の規定、国の基本方針及び県の計画に基づいて定める。

また、計画の策定や施策の実施にあたっては、防災対策事業の基本である「姫路市地域防災計画^{※9}(令和7年度(2025年度)修正)」や、「姫路市総合計画^{※10}「ふるさと・ひめじプラン2030」」、「姫路市公共施設等総合管理計画^{※11}(令和8年(2026年)3月改訂)」「姫路市住宅計画^{※12}(令和8年(2026年)3月改定)」等の関連計画との整合を図る。(図1-1)

図1-1 姫路市耐震改修促進計画(第2次改定版)の位置付け



(2)計画の対象と期間

① 対象区域

姫路市全域

② 対象建築物

「住宅」および「多数の者が利用する建築物」のうち、耐震性が不足する建築物

③ 計画期間

令和 8 年度(2026 年度)から令和 18 年度(2036 年度)まで

2. 耐震化の現状と目標

(1) 想定される地震の規模・被害

① 地震災害の履歴

過去に姫路市において震度4以上を観測した大規模地震、あるいは何らかの被害が発生した大規模地震は、以下のとおりである。(表2-1)

表2-1 姫路市に大きな影響を与えた大規模地震の概要

| No. | 発生年月日 | 震央・地震名 | マグニチュード | 市域の震度 | 市域の被害 |
|-----|-------------|---------|---------|-------|-------|
| 1 | 734. 5.18 | 畿内七道 | 不明 | — | 不明 |
| 2 | 868. 8.3 | 播磨・山城 | 7.1 | 6~7 | あり |
| 3 | 887. 8.26 | 五畿七道 | 8~8.5 | 4~5 | 不明 |
| 4 | 1579. 2.25 | 摂津 | 6.0 | — | なし |
| 5 | 1707. 10.28 | 宝永地震 | 8.4 | 4~5 | 不明 |
| 6 | 1854. 12.24 | 安政南海地震 | 8.4 | 4~5 | 不明 |
| 7 | 1864. 3.6 | 播磨・丹波 | 6.25 | — | なし |
| 8 | 1916. 11.26 | 神戸市 | 6.1 | — | なし |
| 9 | 1925. 5.23 | 北但馬地震 | 6.8 | 4~5 | 不明 |
| 10 | 1930. 2.11 | 和歌山市 | 5.3 | — | なし |
| 11 | 1943. 3.4 | 鳥取市 | 5.7 | — | なし |
| 12 | 1943. 3.5 | 鳥取市 | 6.2 | — | なし |
| 13 | 1943. 9.10 | 鳥取地震 | 7.2 | — | なし |
| 14 | 1946. 12.21 | 南海地震 | 8.0 | — | 不明 |
| 15 | 1950. 11.6 | 四国沖 | 6.7 | 4 | 不明 |
| 16 | 1952. 7.18 | 奈良県 | 6.7 | 4 | 不明 |
| 17 | 1961. 5.7 | — | 5.9 | 3 | 不明 |
| 18 | 1963. 3.27 | 若狭湾 | 6.9 | 4 | 不明 |
| 19 | 1984. 5.30 | — | 5.6 | 4 | あり |
| 20 | 1995. 1.17 | 兵庫県南部地震 | 7.3 | 4 | あり |
| 21 | 2000. 10.6 | 鳥取県西部地震 | 7.3 | 4 | あり |
| 22 | 2013. 4.13 | 淡路島付近 | 6.3 | 4 | あり |
| 23 | 2016. 10.21 | 鳥取県中部地震 | 6.6 | 4 | あり |
| 24 | 2018. 6.18 | 大阪府北部地震 | 6.1 | 4 | なし |

出典：姫路市地域防災計画（令和7年度（2025年度）修正）

これらの中で本市に最も大きな被害を及ぼしたとされる地震は、868年に発生した播磨・山城地震(山崎断層帯)および1995年に発生した兵庫県南部地震(六甲・淡路島断層帯)とされている。

播磨・山城地震では、播磨地方の主要な建物がことごとく崩壊して倒れたとの記録が残っている。これは山崎断層の活動によるものと考えられ、規模と距離から本市域には相当の地震動を起こしたものと推定される。

また、兵庫県南部地震では、本市において震度4を観測し、市内での被害状況は、家屋の一部損壊が78棟、負傷者が2名、ブロック塀等の倒壊が12件であった。

② 想定される地震の規模・被害

今後、姫路市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、内陸直下型の「山崎断層帯地震」、および今後30年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」がある。

◇山崎断層帯地震

山崎断層帯地震において、最大でマグニチュード8.0の規模の地震が発生した場合、姫路市内では最大震度7が観測されると想定されている。これにより、姫路市内の建物の被害棟数(全壊)が最大で約18,000棟となり、その8割以上が地震の揺れによる被害と想定されている。また、地震の揺れによる被害棟数のうち、約9割が木造の建築物と想定されている。

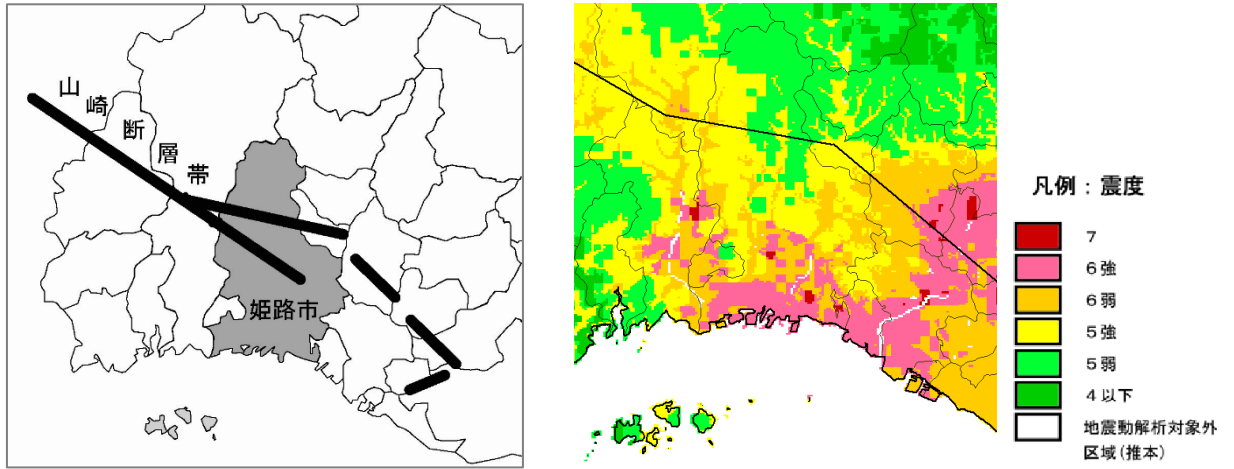
人的被害は、死者数が最大で約1,100人であり、そのうち9割以上が建物の倒壊によるものと想定されている。(表2-2～表2-4, 図2-1)

表2-2 山崎断層帯地震の想定規模と発生確率

| 想定地震 | 山崎断層帯地震 |
|--------------|---------------------------------------|
| 想定規模 | 北西部 M7.7程度 南東部 M7.3程度 連動 M8.0程度 |
| 今後30年以内の発生確率 | 北西部 0.1%～1% 南東部 0%～0.01% |

姫路市地域防災計画をもとに作成

図2-1 山崎断層帯地震の断層と震度分布



出典：姫路市地域防災計画（令和7年度（2025年度）修正）

表2-3 山崎断層帯地震の想定建物被害（最大）

| 要因 | 構造 | 全壊件数(棟) |
|-----|-----|---------|
| 揺れ | 木造 | 14,812 |
| | 非木造 | 1,078 |
| 小計 | | 15,890 |
| 液状化 | 木造 | 811 |
| | 非木造 | 444 |
| 小計 | | 1,255 |
| その他 | | 864 |
| 合計 | | 18,009 |

姫路市地域防災計画をもとに作成

表2-4 山崎断層帯地震の想定人的被害（最大）

| 要因 | 死者数(名) |
|------|--------|
| 建物倒壊 | 1,007 |
| その他 | 88 |
| 合計 | 1,095 |

姫路市地域防災計画をもとに作成

◇南海トラフ地震

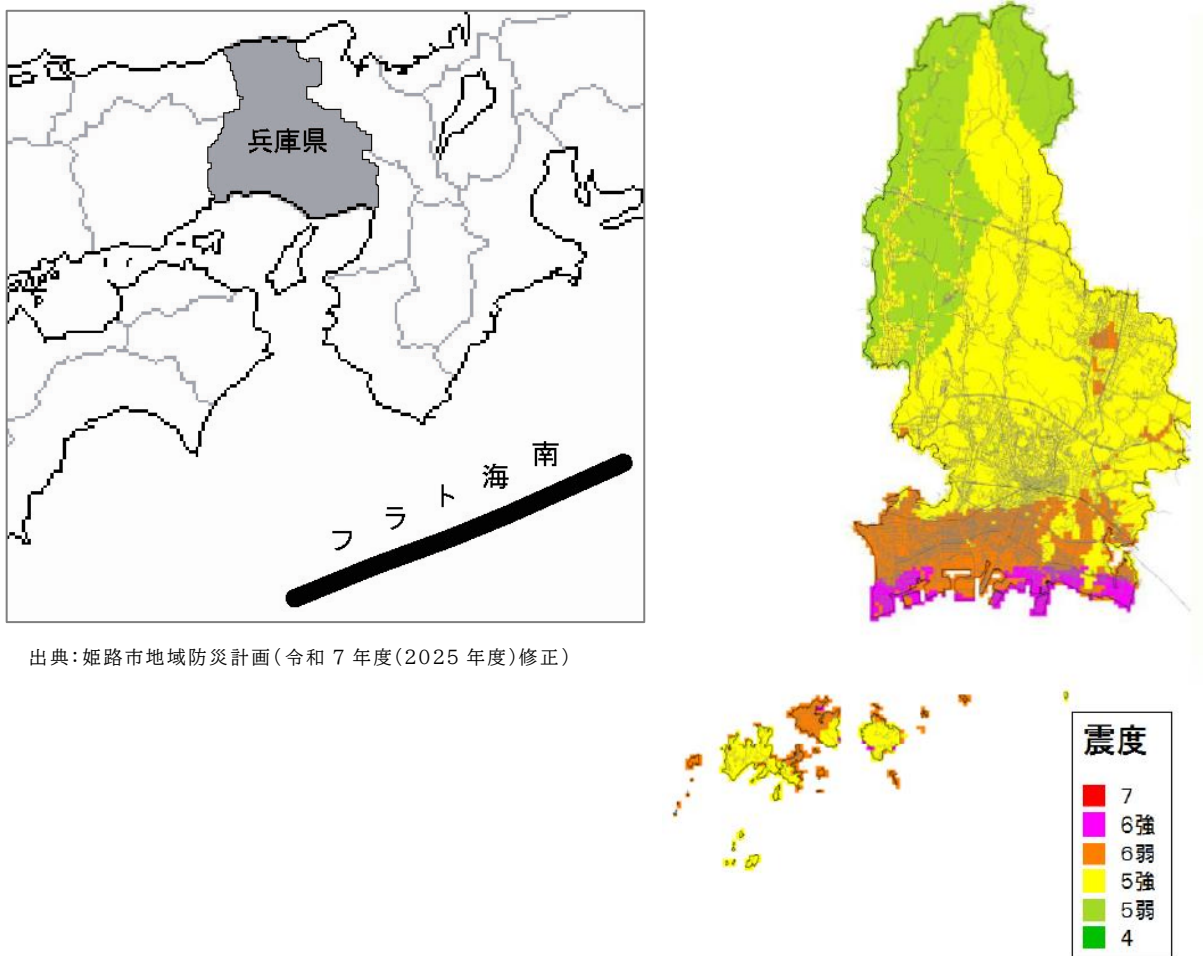
南海トラフ地震では、最大でマグニチュード8から9の規模の地震が発生した場合、姫路市内で最大震度6強が観測されると想定されている。これにより、姫路市内の建物の被害棟数(全壊)は約 2,000 棟、死者数が最大で約 400 人になると想定されている。南海トラフ地震では、津波による死者が最も多くなると想定される。(表2-5～表2-7, 図2-2)

表2-5 南海トラフ地震の想定規模と発生確率

| | |
|----------------|---------|
| 想定地震 | 南海トラフ地震 |
| 想定規模 | M8～9 程度 |
| 今後 30 年以内の発生確率 | 70%～80% |

姫路市地域防災計画をもとに作成

図2-2 南海トラフ地震の断層と震度分布



出典:姫路市地域防災計画(令和7年度(2025年度)修正)

表2-6 南海トラフ地震の想定建物被害(最大)

| 要因 | 全壊件数(棟) |
|-----|---------|
| 揺れ | 1,817 |
| 液状化 | 122 |
| その他 | 94 |
| 合計 | 2,033 |

姫路市地域防災計画をもとに作成

表2-7 南海トラフ地震の想定人的被害(最大)

| 要因 | 死者数(名) |
|------|--------|
| 建物倒壊 | 140 |
| 津波 | 293 |
| その他 | 6 |
| 合計 | 439 |

姫路市地域防災計画をもとに作成

これらの地震被害を防ぐためには、耐震改修や建替え等、耐震性が不足する住宅及び多数利用建築物の安全性の確保が必要である。また、津波により沿岸部や河川遡上による内陸部での浸水の発生が予想されており、津波の被害が想定される区域では、建物の倒壊が津波からの避難の妨げとなるおそれがあるため、一層の対策が必要である。

(2)耐震化の現状

住宅及び多数利用建築物(民間・市有)の耐震化の現状については次のとおりである。

①住宅の耐震化状況

令和5年(2023年)時点で姫路市内の居住のある住宅は約22.6万戸あり、そのうち約2割強の4.9万戸が旧耐震基準^{*13}の住宅であり、そのうち2.4万戸が耐震性のない住宅となっている。耐震化率は約89%と推計され、令和7年度(2025年度)における目標値(改定前の本計画による)の95%を約6%下回っている。

建て方別にみると、一戸建住宅の耐震化率が約84%、共同住宅等が約

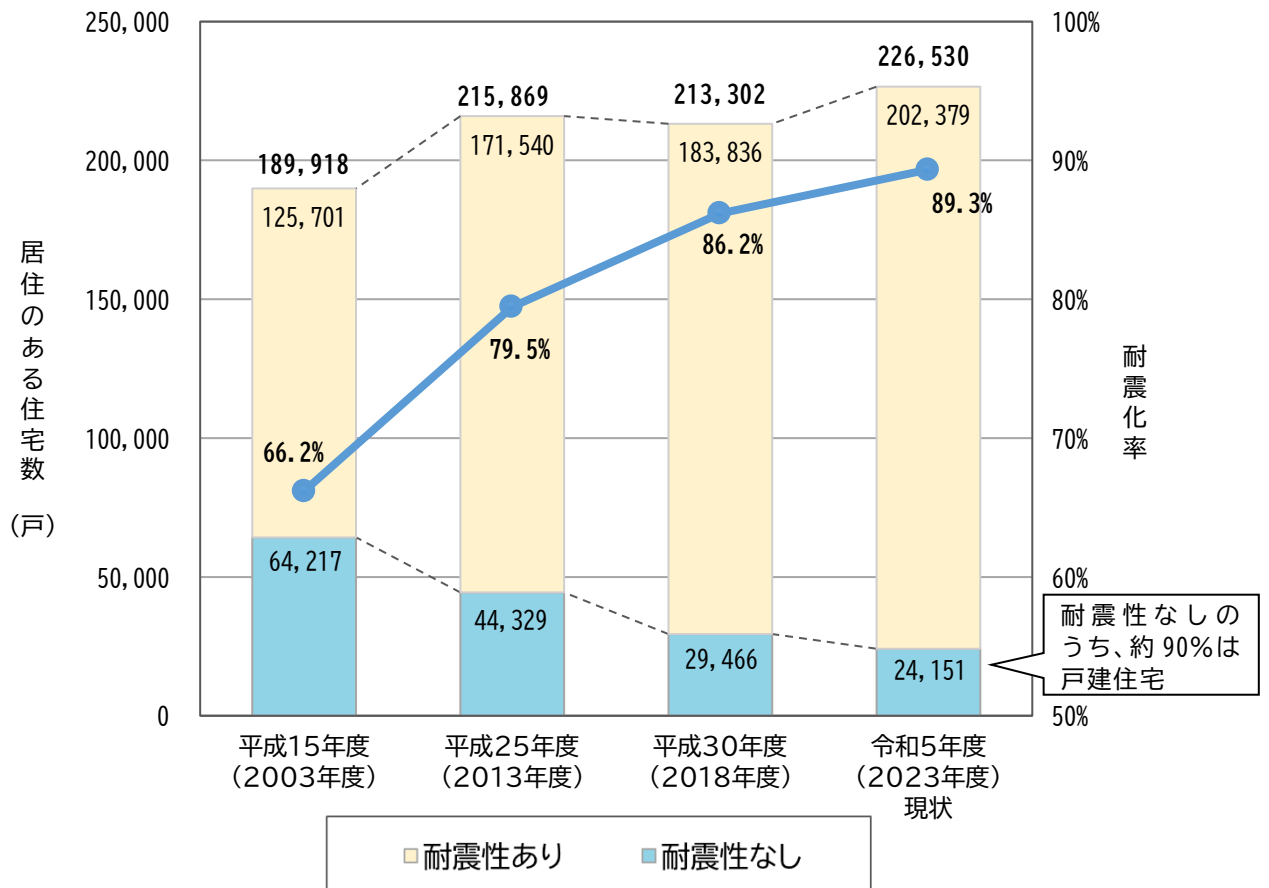
97%となっており、一戸建て住宅の耐震化率の低さが全体の耐震化率を下げる要因となっている。(表2-8, 図2-3)

表2-8 住宅の耐震化状況(令和5年(2023年))

| 建て方 | 住宅 総数 (戸) | 新耐震 基準 ^{*13} | 旧耐震基準 | | 耐震性の ある住宅 | 令和5年 (2023年) 耐震化率 | |
|---------|-----------------|--------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------------------|-------|
| | | | 耐震性 あり | 耐震性 なし | | | |
| | A | B | C | D | E | F=B+D | G=F/A |
| 住宅全体 | 226,530 | 177,414 | 49,116 | 24,965 | 24,151 | 202,379 | 89.3% |
| (一戸建住宅) | 138,640 | 98,625 | 40,015 | 17,992 | 22,023 | 116,617 | 84.1% |
| (共同住宅等) | 87,890 | 78,789 | 9,101 | 6,973 | 2,128 | 85,762 | 97.6% |

- ・兵庫県の算定方法を用いて戸数及び耐震化率を推計
- ・建て方の「共同住宅等」とは、一戸建住宅以外の住宅をいう
- ・「耐震性あり」とは、旧耐震基準の住宅のうち、耐震基準を満たすもの
- ・「耐震性なし」とは、旧耐震基準の住宅のうち、耐震性を満たすもの以外のもの
- ・「耐震性のある住宅」とは、新耐震基準の住宅及び旧耐震基準の住宅で耐震基準を満たすもの

図2-3 住宅の耐震化の推移



② 多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況

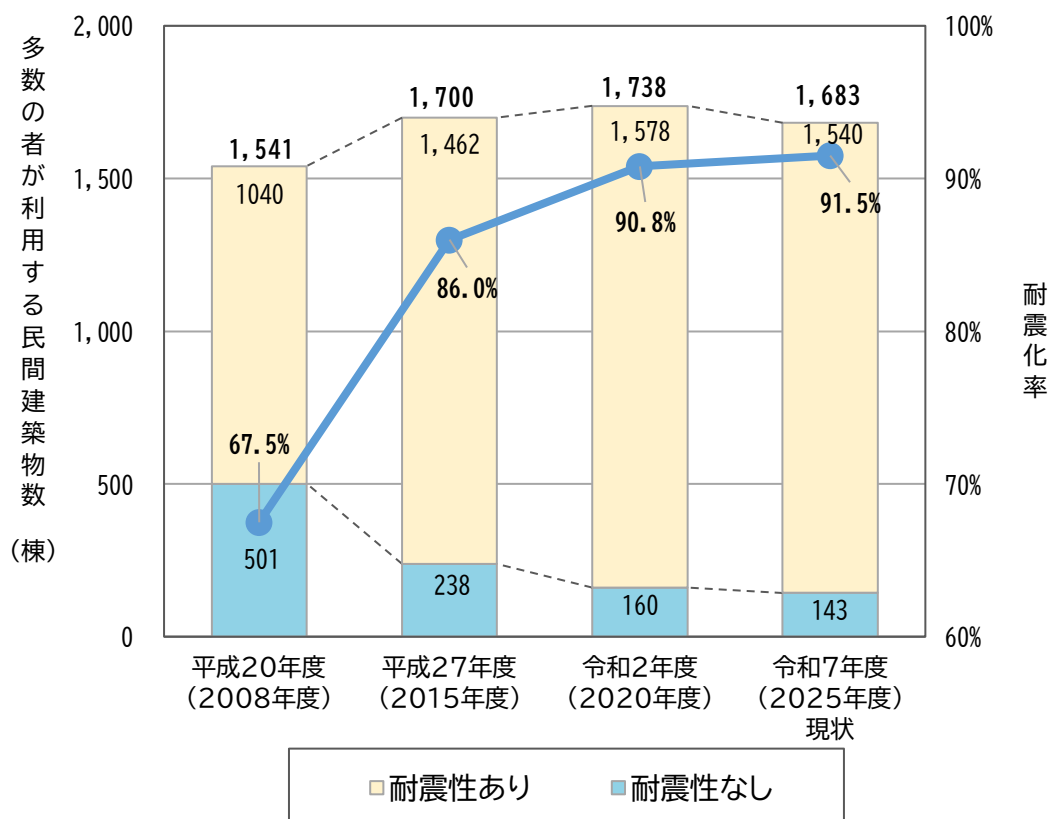
令和7年(2025年)現在、多数の者が利用する民間建築物は1,683棟あり、このうち耐震性が不足する建築物が143棟、耐震化率は91.5%となっており、令和7年度(2025年度)における目標値(改定前の本計画による)の97%を達成することはできなかった。耐震性の不足する建築物が減少する一方で、耐震性のある建築物も減少しており、耐震化率が伸びなかった。(表2-9, 図2-4)

表2-9 多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況(令和7年(2025年))

| 建築物 総数 (棟) | 新耐震 基準 | 旧耐震基準 | | | 耐震性 のある 建築物 | 令和7年 (2025年) 耐震化率 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------------------|-------------------------|
| | | 耐震性 あり | 耐震性 なし | | | |
| A | B | C | D | E=C-D | F=B+D | G=F/A |
| 1,683 | 1,454 | 229 | 86 | 143 | 1,540 | 91.5% |

多数の者が利用する建築物のデータベースをもとに、兵庫県および姫路市が実施したアンケート調査等の結果に基づき過年度推計を再整理・補正して作成

図2-4 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の推移



③ 多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況

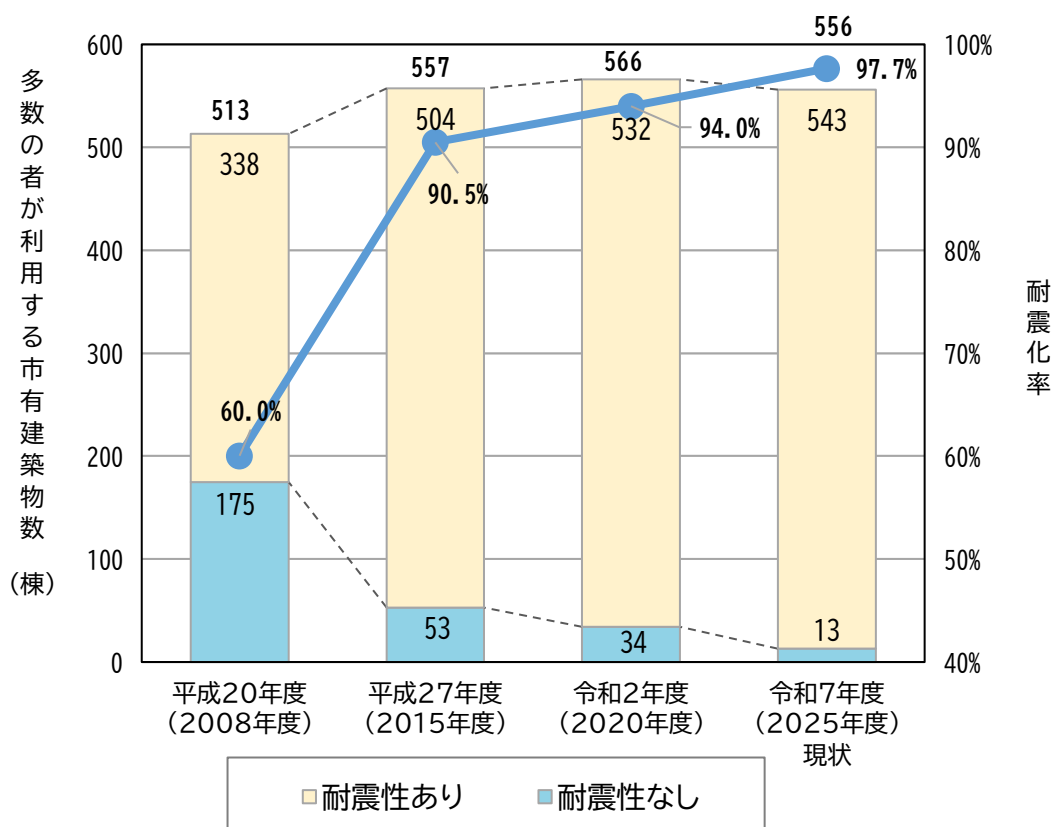
多数の者が利用する市有建築物については、本市の所管課が「姫路市公共施設等総合管理計画」や「姫路市住宅計画」等に基づき積極的に耐震化に取り組んできた。その結果、耐震改修工事や耐震性のない建築物の建替えが進み、令和7年度(2025年度)時点での耐震性が不十分な建築物は13棟、耐震化率は97.7%、となり、令和7年度(2025年度)における目標値(改定前の本計画による)の97%を超えることができた。(表2-10, 図2-5)

表2-10 多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況(令和7年(2025年))

| 建築物 総数 (棟) | 新耐震 基準 | 旧耐震基準 | | | 耐震性 のある 建築物 | 令和7年 (2025年) 耐震化率 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------------------|-------------------------|
| | | 耐震性 あり | 耐震性 なし | | | |
| A | B | C | D | E=C-D | F=B+D | G=F/A |
| 556 | 254 | 302 | 289 | 13 | 543 | 97.7% |

姫路市関係各課への照会およびヒアリング結果に基づき作成

図2-5 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の推移



(3)耐震化の目標

住宅の耐震化率の全国平均は、平成15年(2003年)から5年ごとに約3から5%の伸び率で進捗している。令和5年度(2023年度)時点の耐震化率は約90%であるため、耐震性が不十分なものを概ね解消するためには、約10年程度かかると考えられる。このため、国の基本方針では、耐震性が不十分な住宅を令和17年度(2035年度)に「おおむね解消」することを目標としており、県の計画もこれに準拠し、同様の目標を設定している。

また、国は要緊急安全確認大規模建築物について、令和12年(2030年)までに耐震性が不十分なものを概ね解消としているが、県においては多数利用建築物についても、利用者の安全確保の観点から耐震化を進めるべき重要な建築物であるとの考えから、耐震性が不十分な多数利用建築物を令和17年度(2035年度)に「おおむね解消」することを目標に設定した。

本市と、全国や兵庫県各耐震化率を比較したところ、大きな乖離は見られなかった。(図2-6, 2-7)

図2-6 住宅耐震化率の推移

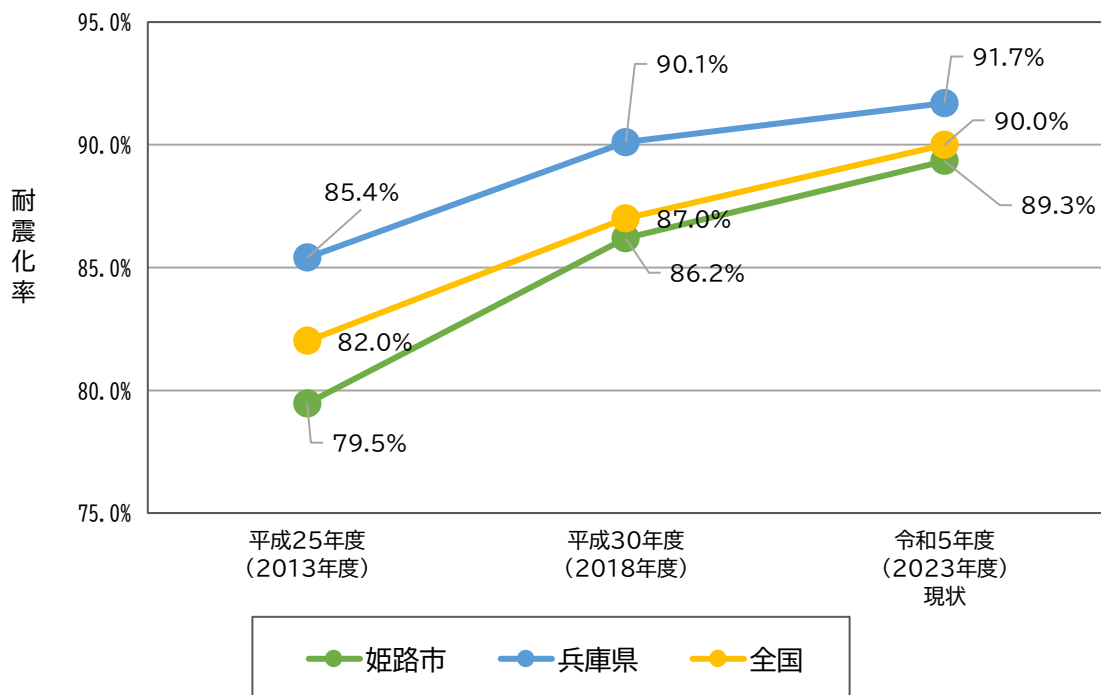
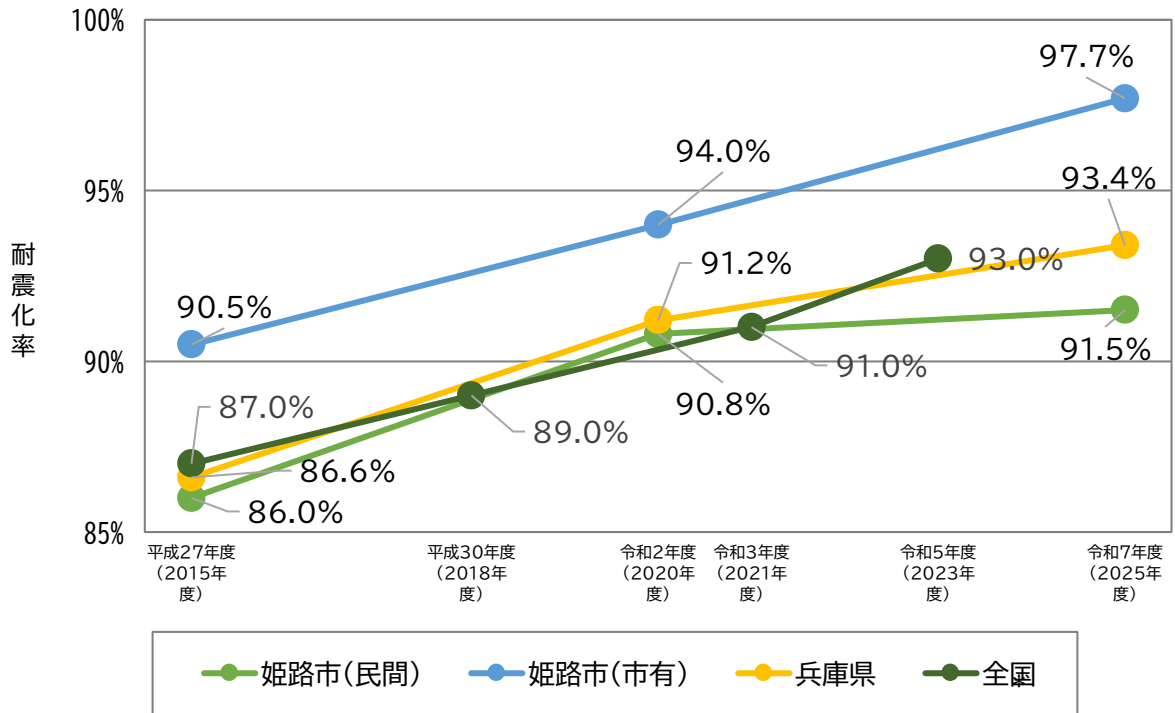


図2-7 多数利用建築物耐震化率の推移



* 令和3年度以降の全国の耐震化率は要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率

以上を踏まえて、国や県の耐震化率の目標値に基づき、本市の耐震化の目標を以下のとおり定める。

なお、本市の耐震化の目標は、本計画の計画期間の最終年度である令和18年度(2036年度)における耐震化率の目標とする。

姫路市の耐震化の目標

【住宅】

令和18年度(2036年度)に
耐震性が不十分な住宅をおおむね解消[※]する

【多数利用建築物(民間・市有)】

令和18年度(2036年度)に
耐震性が不十分な建築物をおおむね解消[※]する

[※]耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標として設定

3. 耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化の取組方針

住宅及び多数利用建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。

市は、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じる。

住宅及び多数利用建築物に関わる全ての事業者は、適切に耐震化が図られるよう、耐震診断や改修に係る知識及び技術力の向上に努める。また、所有者等に対して適切なアドバイスを行うとともに、所有者等のニーズに沿った耐震診断、補強設計又は改修工事等を実施する。

(2) 既存施策の検証

本市では、以下のような耐震化の促進に向けた支援策を実施している。

① 住宅の耐震化促進支援策

ア) 簡易耐震診断推進事業

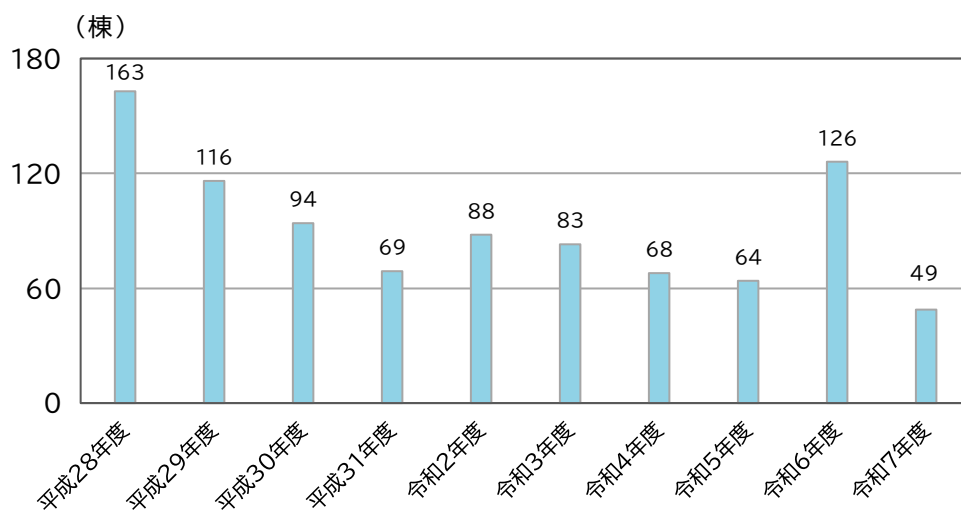
(支援策)

簡易耐震診断は、旧耐震基準の住宅について、市が耐震診断技術者を派遣し、住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価し、耐震性の評価や耐震化のポイントを住宅の所有者に報告する事業である。

(実施状況)

平成 28 年度(2016 年度)から令和 7 年度(2025 年度)の 10 年間で 920 棟(約 1,100 戸)が簡易耐震診断を受診した。(図3-1)

図3-1 簡易耐震診断実施数の推移



イ) ひめじ住まいの耐震改修促進事業

(支援策)

ひめじ住まいの耐震化促進事業は、旧耐震基準の住宅(戸建・長屋・共同住宅)に対する支援事業で、以下の事業がある。

- 1) 耐震改修計画策定費補助
- 2) 耐震改修工事費補助
- 3) 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
- 4) 建替工事費補助*
- 5) 小規模型耐震改修工事費補助
- 6) 屋根軽量化工事費補助
- 7) 耐震シェルター^{※14} 設置費補助
- 8) 防災ベッド^{※15} 等設置費補助

* 4)の建替工事費補助は令和7年度(2025年度)末で廃止

(実施状況)

各事業の平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)の10年間の実績件数は以下のとおりである。耐震改修工事費補助やパッケージ型補助、建替工事費補助を合わせると10年間で147棟(162戸)の住宅の耐震性不足が解消されている。

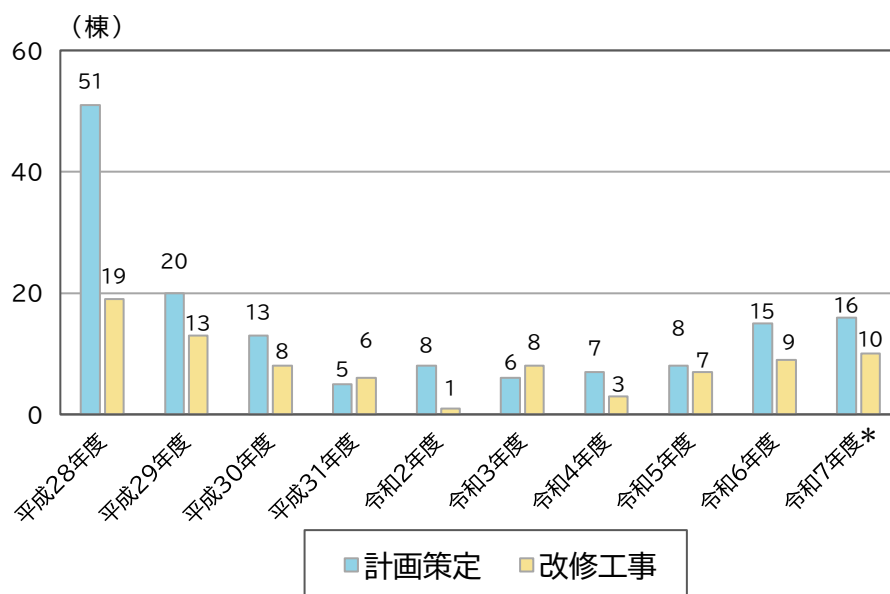
小規模型改修工事、屋根軽量化、耐震シェルター、防災ベッドの実績は、1年に数件程度か実績なしとなっている。(表3-1、図3-2)

表3-1 平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)(10年間)の各補助事業実績件数

| 補助事業名 | 棟数 | 戸数 |
|-------------------|-----|-----|
| 耐震改修計画策定費 | 143 | 172 |
| 耐震改修工事費* | 78 | 93 |
| 耐震改修計画・工事費パッケージ型* | 6 | 6 |
| 建替工事費* | 63 | 63 |
| 小規模型耐震改修工事費 | 29 | 29 |
| 屋根軽量化工事費 | 3 | 3 |
| 耐震シェルター設置費 | 0 | 0 |
| 防災ベッド等設置費 | 1 | 1 |

*事業により住宅の耐震性不足が解消されるもの

図3-2 耐震改修計画策定と改修工事数の推移



*令和7年度の数値はパッケージ型補助も含む

② 多数利用建築物の耐震化促進支援策

(支援策)

多数利用建築物に対する耐震化支援策は、以下の3事業がある。

- 1) 中規模多数利用建築物耐震診断補助事業
- 2) 緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業
- 3) 要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業

(実施状況)

多数利用建築物に対する助成事業の実績は、それぞれ過去に数件はあるものの、平成 28 年度(2016 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの間に利用実績はなかった。

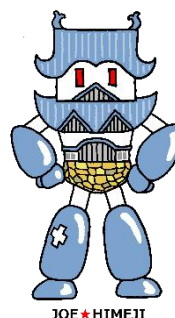
③ 耐震化を促進するための普及・啓発施策

(施策及び実施状況)

本市で行う耐震化の促進に向けた普及・啓発の施策及び実施状況は以下の表のとおりである。(表3-2)

表3-2 姫路市で実施する普及・啓発施策

| 普及・啓発施策 | 内容 | 実施状況 |
|------------------------------|--|-----------------|
| 自治会回覧 | 全自治会へ耐震化に関する啓発文書の回覧(全戸)を実施する。 | 2回/年 |
| 自治会掲示板へのポスター掲示 | 市内全自治会へ耐震化啓発ポスターを送付し、地域の掲示板への掲示を依頼する。 | 1回/年 |
| 広報ひめじへの掲載 | 耐震化に関する啓発記事を掲載。 | 2回/年 |
| 神姫バス広告 | 路線バス内のデジタルサイネージへ啓発内容を表示 | 3ヶ月間/年 |
| 市政出前講座※16 | 10人以上の団体から開催の申し込みがあった場合に耐震化啓発に関する講座を開催する。 | 約1回/年 |
| 住宅耐震相談会 | 兵庫県建築士事務所協会姫路支部と連携し、住宅の耐震化に関する無料相談会を実施。主に、民間の建築士による住宅の耐震化の相談と、市職員による耐震化補助事業の説明を行う。 | 1回/年 |
| 簡易耐震診断受診者への啓発 | 簡易耐震診断の受診者へ簡易耐震診断報告書を送付する際に、耐震化補助事業に関するパンフレットを送付。また、住宅耐震相談会開催の案内文書を送付する。 | 平均100件程度/年 |
| 耐震化啓発パンフレットの配布・配架 | 耐震化啓発パンフレットのイベント時の配布や、耐震化希望者への窓口配布や郵送を行う。また、本市の出先施設(支所・出張所・公民館)の窓口に配架する。 | |
| 姫路市耐震化推進キャラクター「ジョー★ヒメジ」による啓発 | 耐震化のパンフレットやポスター、広報ひめじの耐震特集でのイラストに用いるなど、親しみやすいキャラクターを活用した啓発を行う。 | パンフレットやポスター等で活用 |



④ その他の耐震化促進支援策

(支援策)

その他の耐震化促進支援策は、以下の事業がある。

危険ブロック塀等撤去支援事業

危険ブロック塀等撤去支援事業は、平成30年(2018年)に発生した大阪府北部地震による被害を教訓に、危険ブロック塀の倒壊事故防止を目的として始まった事業である。地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀の倒壊による被害の軽減を図るため、個人住宅や福祉施設等に付属する危険なブロック塀を対象として撤去費用の一部を助成する。

(実施状況)

事業を開始した平成30年度(2018年度)から令和7年度(2025年度)の8年間の実績件数は以下のとおりである。

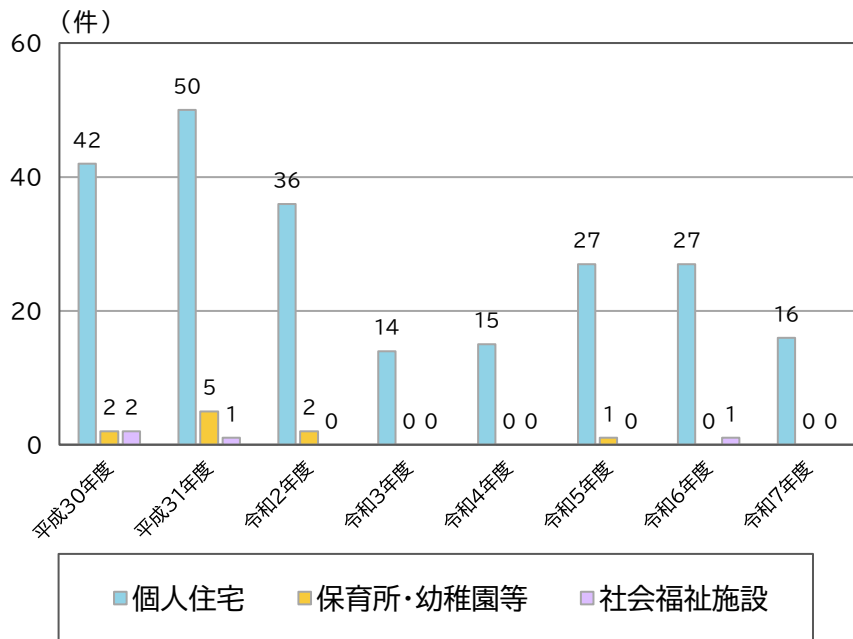
個人住宅、幼稚園・保育園・認定こども園、社会福祉施設の危険なブロック塀、合計241件(30件/年)の撤去が実施された。(表3-3、図3-3)

個人住宅のブロック塀撤去については、申請件数の減少や対象範囲拡大の要望により、令和5年度(2023年度)には補助対象範囲の拡充を行った。

表3-3 危険なブロック塀の撤去補助実績件数

| 補助対象 | 件数 |
|----------------|-----|
| 個人住宅 | 227 |
| 幼稚園・保育所・認定こども園 | 10 |
| 社会福祉施設 | 4 |
| 合計 | 241 |

図3-3 危険なブロック塀の撤去数の推移



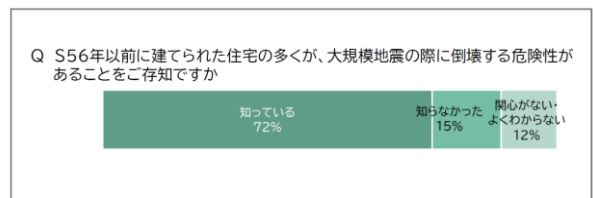
(3)耐震化を促進するための支援策の課題

兵庫県が令和7年(2025年)7~8月に実施した「住宅耐震化に関するアンケート調査」の結果からみた、耐震化を促進する上での課題は以下のとおりである。

① 旧耐震住宅の居住者

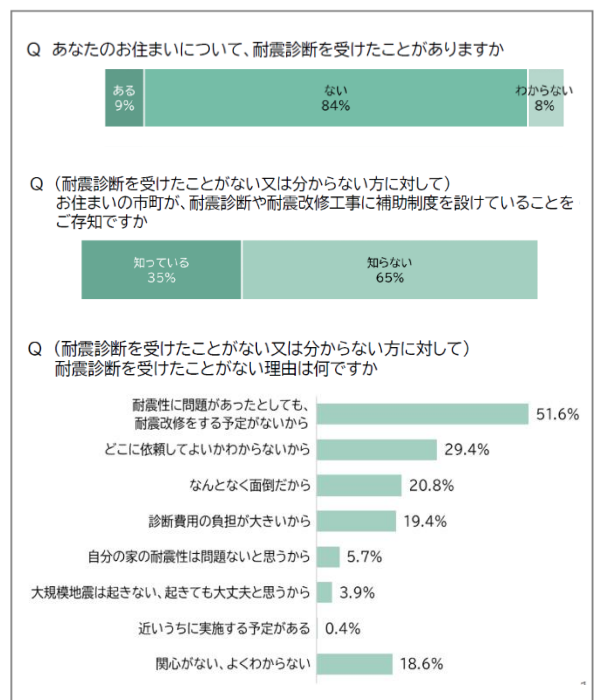
ア) アンケート結果のまとめ

- ・旧耐震住宅の居住者は、大規模地震に対して倒壊する危険性があることを認知している人が多い(72%)。



出典：兵庫県耐震改修促進計画(令和8年(2026年)3月)

- ・危険性を認知しているものの、耐震診断を受けたことがない人が殆どである(84%)。
- ・その理由としては、耐震診断や耐震改修工事に補助制度を設けていることを知らない人が多い(65%)。
- ・また、耐震診断を受けたことがない理由としては、「改修する予定がない(52%)」、「どこに依頼してよいかわからない(29%)」、「何となく面倒だから(21%)」、「関心がない、よくわからない(19%)」となっている。



出典：兵庫県耐震改修促進計画(令和8年(2026年)3月)

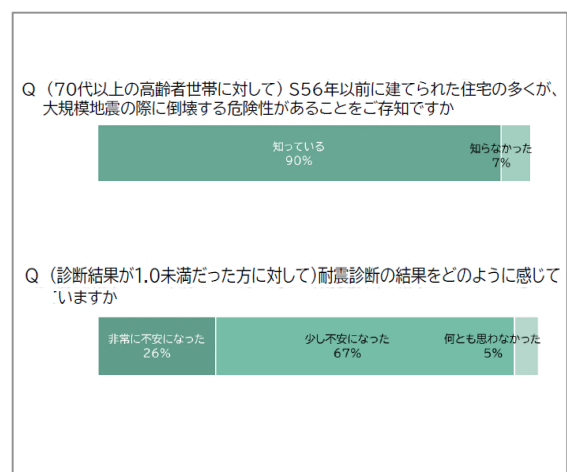
イ) 課題

- ・大規模地震発生 of 切迫性や危険性、それに備えるための耐震診断や改修の重要性が「自分ごと」として認識されていない。
- ・補助制度や相談窓口が周知されていない。

② 簡易耐震診断実施済みの住宅居住者

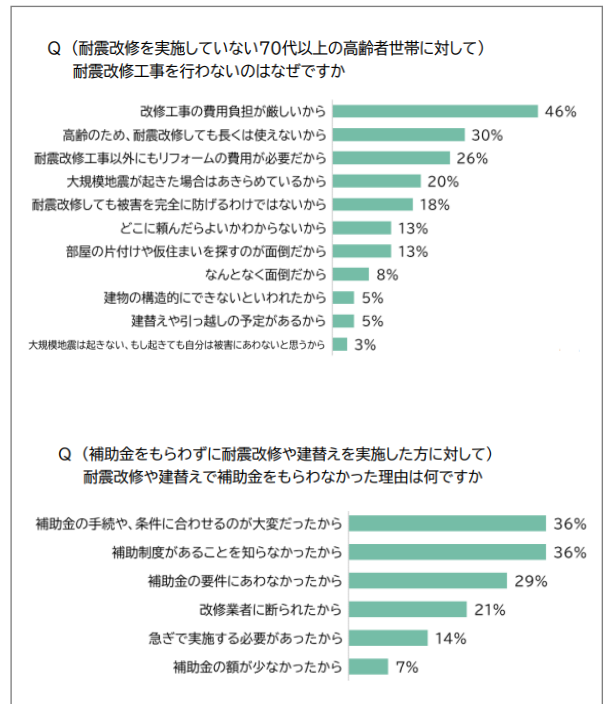
ア) アンケート結果のまとめ

- ・旧耐震基準(昭和56年(1981年)以前)で建てられた住宅の多くが大規模地震の際に倒壊する危険性があることは、認識している人が多い(90%)。
- ・耐震診断を実施した結果、耐震性に問題がある(1.0未満)と診断された場合、不安を感じている人は多い(非常に不安26%、少し不安67%)。



出典：兵庫県耐震改修促進計画(令和8年(2026年)3月)

- ・耐震性に問題があることを不安に感じているにも関わらず、耐震改修を実施していない人が多く、その理由としては、「費用負担が厳しい(46%)」、「高齢のため長くは使えない(30%)」、「耐震改修以外のリフォームが必要(26%)」となっている。
- ・補助金をもらわずに耐震改修や建て替えを実施した人の補助金をもらわなかった理由としては、「手続き等が大変だった(36%)」、「制度を知らなかった(36%)」、「条件にあわなかった(29%)」となっている。



出典：兵庫県耐震改修促進計画(令和8年(2026年)3月)

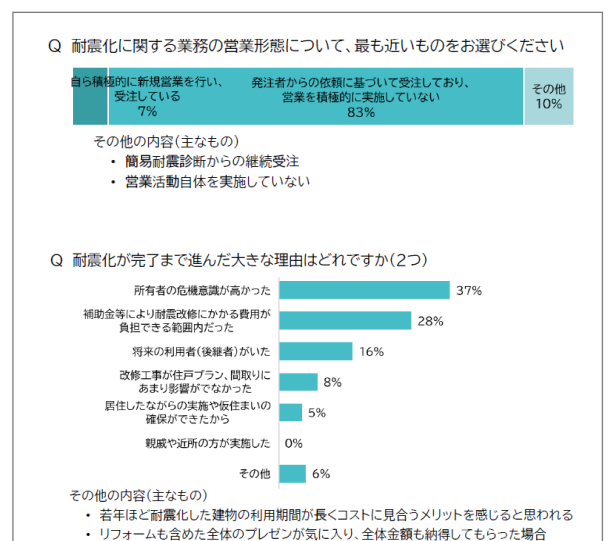
イ) 課題

- ・倒壊の危険性を認識しており、耐震性に問題があることを不安に感じているが、費用負担への懸念や住民の高齢化、手続きの煩雑さや制度の周知不足などが原因で、耐震改修工事に繋がりにくい。

③ 事業者

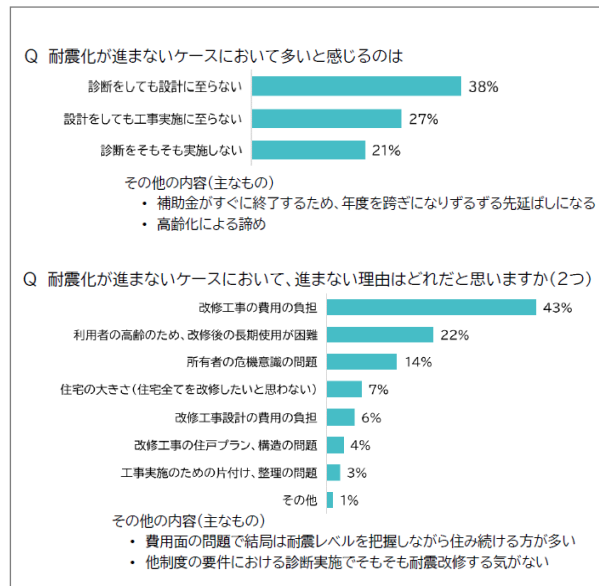
ア) アンケート結果のまとめ

- ・耐震改修事業者は、耐震改修工事に関して積極的に営業活動を行っての受注は少なく(7%)、発注者からの依頼での受注が殆どである。
- ・住宅の耐震化が進んだ理由としては、「所有者の危機意識が高いこと」が最も多く(37%)、次いで「補助金等による費用負担の軽減(28%)」、「後継者がいること(16%)」となっている。

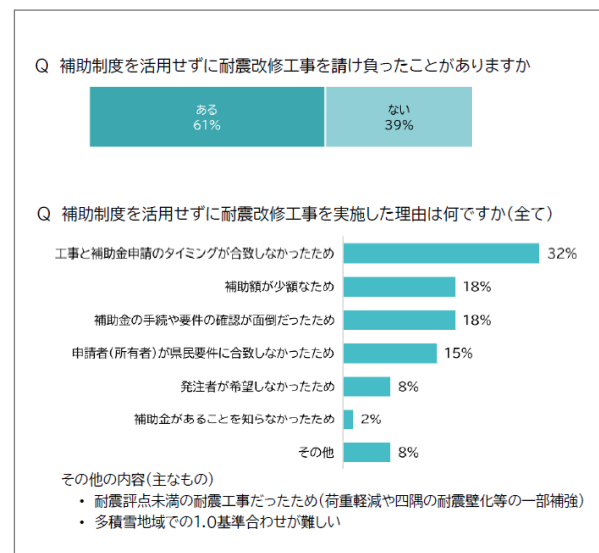


出典：兵庫県耐震改修促進計画(令和8年(2026年)3月)

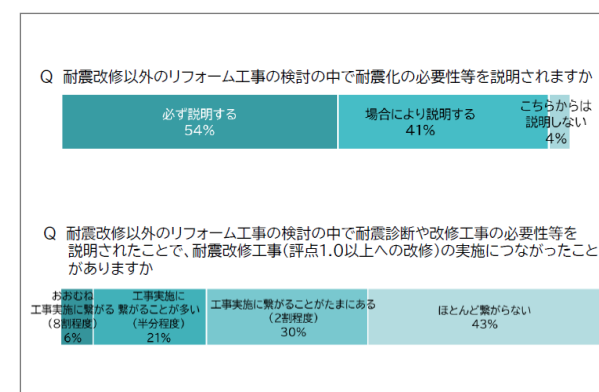
・住宅の耐震化が進まないケースとしては、「診断をしても設計に至らない(38%)」、「設計をしても工事実施に至らない(27%)」となっている。その理由としては、「耐震改修工事の費用の負担」が最も多く(43%)、次いで「高齢のため長期使用しない(22%)」、「所有者の危機意識の問題(14%)」となっている。



・耐震改修工事請負の際の補助金の活用については、補助金を活用していない事業者が多く(61%)、その理由としては、「工事と補助金申請のタイミングが合致しない(32%)」、「補助額が少額である(18%)」、「補助金の手続きが面倒(18%)」となっている。

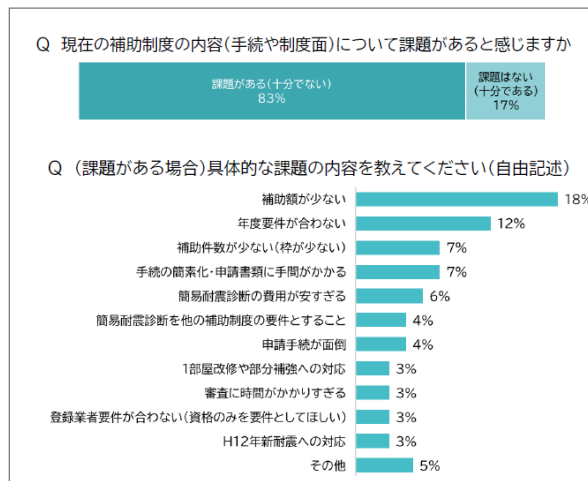


・耐震改修以外のリフォーム工事検討の中で、耐震化の必要を説明する事業者は多く(必ず説明する 54%、場合により説明する 41%)、説明により耐震改修実施に繋がる場合が多い(8割程度繋がる 6%、半分程度繋がる 21%、2割程度繋がる 30%)。

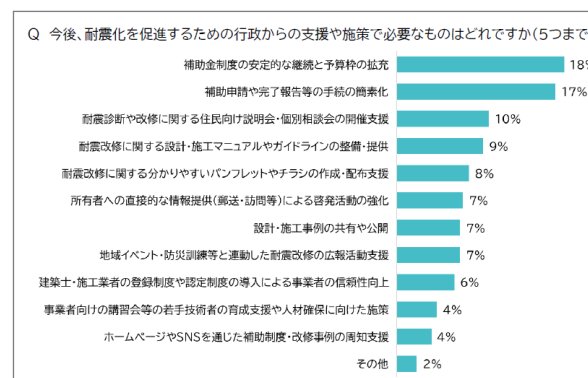


出典：兵庫県耐震改修促進計画(令和8年(2026年)3月)

- ・現在の補助制度の内容については、課題があると感じている事業者が多く(83%)、具体的な課題の内容は、「補助額が少ない(18%)」、「年度要件が合わない(12%)」、「補助枠が少ない(7%)」、「手続きが煩雑(7%)」となっている。



- ・今後耐震化を促進するための必要な支援や施策については、「補助金の継続と予算枠の拡充(18%)」、「手続きの簡素化(17%)」、「説明会の開催支援(10%)」となっている。



出典：兵庫県耐震改修促進計画(令和8年(2026年)3月)

イ) 課題

- ・耐震診断や設計を行っても耐震改修工事に繋がる割合は少ない状況であり、その原因としては費用負担への懸念が最も多い。一方で、所有者の危機意識が高い場合に耐震改修工事へ繋がっていることから、費用負担のみが原因ではないと考えられる。
- ・リフォーム工事の検討の際などの事業者から住宅所有者への働きかけが有効であるものの、事業者が積極的に耐震化の推進を図っていない。
- ・費用負担への懸念が多い一方で、補助金の活用も十分にされておらず、補助制度の内容についても課題を感じている事業者が多い。(申請と工事のタイミングの不一致・手続きが煩雑であるなど)

(4)耐震化を促進するための今後の施策

地震による被害や耐震化の必要性・進め方、耐震改修の方法、耐震関連の補助制度等の情報については、地震防災対策を市民が自らの問題として意識し、考え、できることから備えを始めるきっかけとなるよう内容の見直しも進めながら、今後も引き続き提供を行う。

また、耐震化のきっかけとなる支援策の拡充を図り、事業者との十分な連携の上、着実に耐震化施策を推進しながら、以下の施策に取り組む。

① 耐震化支援施策(住宅)

ア) 簡易耐震診断の推進

- ・旧耐震基準住宅の耐震性を把握するため、安価で手軽に実施できる簡易耐震診断を推進
- ・申請者へ診断結果の説明に併せ、診断員による耐震化の働きかけを実施
- ・耐震診断の無料化に向けた検討を実施

イ) ひめじ住まいの耐震化促進事業の推進

- ・耐震性の低い住宅に対し、耐震改修計画策定、耐震改修工事への補助を実施
- ・多額の費用負担が困難な世帯等に対し、比較的低コストで地震対策が可能となる、簡易耐震改修工事(目標評点 0.7)や耐震シェルター、防災ベッド等の設置への補助を実施

ウ) 補助事業の円滑な運用

- ・国の制度を活用するため「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成
- ・申請手続を一本化して実施できる改修計画・工事費パッケージ型補助の推進
- ・申請者の事前の費用負担を軽減するため、補助金の代理受領制度を推進
- ・所有者が高齢者の場合、2親等以内の親族からの申請も可能になる要件緩和により、補助事業の利用を促進
- ・年度要件や補助要件の見直し、行政審査の簡素化等について検討

エ) 高齢者居住住宅への支援強化

- ・旧耐震基準住宅リストを整備し、これを活用したプッシュ型意識啓発や事

- 業者、他分野施策との連携による、耐震化需要の掘り起こしを推進
- ・居住世帯や地域特性に応じた補助メニューの見直しを検討

② 普及啓発施策(住宅)

ア) 耐震性が不明な住宅・耐震性が不十分な住宅の把握

- ・固定資産税台帳、不動産登記情報等を活用した旧耐震基準住宅リストを整備し、居住者の属性、住宅の建築年、規模、耐震性の有無、補助実績等の実態を把握する。

イ) 旧耐震基準住宅居住者への効果的なプッシュ型意識啓発

- ・旧耐震基準住宅リストを活用し、居住者属性等を考慮した効果的なプッシュ型意識啓発を推進する。

ウ) 市民全体への幅広い周知

- ・広報紙、HP や SNS の活用、自治会回覧、イベント実施等の機会を捉えた普及啓発活動について、自らの問題として捉えられるよう内容を見直しながら引き続き実施

③ 耐震化支援施策(多数利用建築物)

ア) 民間建築物の耐震化に関する支援

- ・旧耐震基準の多数利用建築物に対し耐震診断費等への補助を実施

イ) 所管行政庁間、県・市町の連携強化

- ・課題の共有や対応策の検討等、具体的な取組方針を協議するため、県やその他市町との連携を強化し、協議の結果を踏まえ、補助制度の創設・拡充や耐震改修促進法に基づく指示・指導など必要な措置を検討

④ 普及啓発施策(多数利用建築物)

ア) 所有者の意識啓発

- ・耐震性が不十分な多数利用建築物の所有者に対して、直接的な働きかけを実施
- ・所有者と綿密に連絡を取るなど、丁寧な進捗管理を実施

イ) 相談体制の整備

- ・市に相談窓口を設置するほか、県が創設を検討している耐震化アドバイザー派遣制度など、所有者が安心して耐震化に取り組める制度の活用を検討

(5)市有建築物の耐震化の促進

市有建築物については、「姫路市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、耐震性が不足する建築物の早期解消に向けて取り組む。所管課を中心に耐震改修工事や、除却・建替えなども含めた対応の実施時期を定め、総合的かつ計画的に耐震化に取り組む。

(6)その他の施策について

① 住宅・建築物の減災対策

- ・家具の転倒防止対策や感震ブレーカー等による地震火災の防止対策の啓発
- ・エレベーターの閉じ込めや屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策の啓発

② ブロック塀の安全対策

- ・大規模地震や津波の発生時における倒壊による被害や、避難路の閉塞のおそれのあるブロック塀等の安全点検の実施や必要に応じた撤去・改修等を促進する。
- ・通学路沿いの危険なブロック塀について、過去の現地調査結果を元にフォローアップ調査を実施して現状把握を行い、同時に危険なブロック塀の所有者への意識啓発等を実施する。

【ブロック塀等安全確保に関する事業の対象条件】

ブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる道路等は以下のとおりとする

- ◆学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により、姫路市立小学校及び義務教育学校前期課程(以下、「小学校等」という。)が定める通学路その他これらと同等と市長が認め通学路網図に記載したもの
- ◆小学校等からおおむね500m以内の範囲内にある道路
- ◆姫路市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第2条第3号から同条第6号に規定する幼稚園、保育所等、認定こども園及び社会福祉施設等の敷地から避難所や避難地へ至る道路

③ 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の周知

- ・昭和56年(1981年)6月から平成12年(2000年)5月末までに建築された木造住宅の所有者等に対して、リフォーム等の機会等を捉えた耐震性能検証法に基づく状況確認の必要性等を周知する。

④ 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- ・耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路として、兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路^{※17}を指定する。

4. 耐震化の促進に関し必要な事項

(1) 耐震化の実施状況の把握

令和 18 年度(2036 年度)における耐震化の目標の達成に向けて、住宅や多数の者が利用する建築物(民間・市有)の耐震化の状況、および目標の達成状況について適宜把握に努める。

多数の者が利用する民間建築物については、既存のデータを活用して耐震化状況を把握するための台帳を整備し、アンケート調査や定期報告による耐震化状況、建替え・滅失状況、建築確認申請による新築状況等を踏まえて台帳のデータを随時更新し、常に最新の耐震化状況が把握できるように努める。

計画期間(令和 8 年度(2026 年度)~18 年度(2036 年度))の中間時点(令和 12 年度(2030 年度)末)を目途に、本計画に基づく耐震化施策の実施状況と目標の達成状況を把握し、施策の実施効果等について検証を行う。

(2) 耐震化の目標・施策の見直し

本計画の内容に大きな影響を与える法制度の改正状況や関連計画・制度の策定・改定状況、社会・経済情勢の変化や社会・市民ニーズの変化等について適宜把握を行い、必要に応じて耐震化の目標および施策の見直しを行う。

用語の解説

※1 耐震改修促進計画 [P.1]

建築物の耐震診断・改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的として、耐震化の数値目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。都道府県については策定が義務づけられており、市町村についても建築物の耐震診断・改修を促進するための計画として策定の努力義務が課せられている。

※2 耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)[P.1]

新耐震基準に適合していない建築物の耐震診断・改修の促進を目的として、平成7(1995年)年12月25日に施行された法律。平成18年(2006年)1月の改正では、学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標等を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務づけられた。平成25年11月の改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する人が利用する大規模な建築物について、耐震診断を行い報告することが義務づけられた。

※3 耐震化率 [P.1]

耐震性を満たしている建築物(新耐震基準以降の建築物、新耐震基準以前の建築物で耐震性を満たしているものおよび耐震改修実施済のもの)の合計が、建築物の総数に占める割合。

※4 耐震診断 [P.1]

地震の揺れによって建築物がどの程度の被害を受けるのかを調べ、地震に対する強さや安全性を評価すること。建築物の形状や骨組みの粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

※5 耐震改修 [P.1]

新耐震基準に適合していない建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、増築・改築、修繕・模様替え、および敷地の整備(擁壁の補強等)を行うこと。

※6 要緊急安全確認大規模建築物 [P.1]

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物のこと。不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、一定

量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵所等が該当する。

※7 兵庫県耐震改修促進計画 [P.2]

地震災害に対し、兵庫県内の住宅や多数利用建築物等の防災・減災対策を推進するため、耐震化の目標と、目標を達成するための施策を定め、耐震化対策を総合的に進めるために平成18年度に策定された計画。令和8年(2026年)3月に改定。

※8 多数の者が利用する建築物 [P.2]

耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物のこと。用途ごとに階数や規模の基準がある。

| 用途 | 規模 |
|-------------------------|--------------------|
| 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ床面積500㎡以上 |
| 小学校、中学校、老人ホーム、福祉センター等 | 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 |
| 高等学校、大学、病院、賃貸住宅、事務所、工場等 | 階数3以上かつ床面積1,000㎡以上 |
| 体育館 | 階数1以上かつ床面積1,000㎡以上 |

※9 姫路市地域防災計画 [P.3]

地震等の大規模な災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、災害対策基本法に基づき姫路市その他防災上重要な施設管理者等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。令和7年度(2025年度)修正版を公表。

※10 姫路市総合計画 [P.3]

姫路市の都市づくりの理念と方向を示す計画。災害等に強いまちづくりとして「市民自らが備える住宅耐震改修への支援など自然災害に対する減災対策を進める」ことが示されている。令和3年(2021年)3月に改定。

※11 姫路市公共施設等総合管理計画 [P.3]

公共施設の「最適なストック量(保有量)」と「最適な管理運営」の実現を目的として、公共施設の総合的かつ長期的な計画、管理活動に関する基本的な考え方を示したもの。令和8年(2026年)3月に改訂。

※12 姫路市住宅計画 [P.3]

住み良い住まいやまちをつくるため、将来の目標や取り組みの基本的な方針、具体的な施策等を定めた住宅政策を総合的に推進していくための指針となる計画。令和8年(2026年)3月に改定。

※13 新耐震基準・旧耐震基準 [P.9, 10]

昭和56年(1981年)6月施行の建築基準法改正による現在の耐震基準を「新耐震基準」と言い、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中規模地震(震度5強程度)に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震(震度6強～震度7程度)に対して人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を生じないことを基準としている。

※14 耐震シェルター [P.16]

地震が発生して住宅が倒壊した場合でも、安全な一部屋を確保して体や命を守ることを目的として作られた強固な箱型の空間で、木製や鉄骨製など様々なタイプのものが用意されている。

※15 防災ベッド [P.16]

睡眠中に地震が発生して住宅が倒壊した場合でも、安全な空間を確保して体や命を守ることを目的として作られたベッドで、木製や鉄骨製など様々なタイプのものが用意されている。

※16 市政出前講座 [P.19]

市政や市民生活上の身近な問題等をテーマとした講座メニューの中から、市民の希望に応じて市の職員が講師として地域に出向き説明をするもの。

※17 緊急輸送道路 [P.29]

震災発生後の救助・救急・医療・消火活動を迅速に行い被災者に緊急物資を供給するため、兵庫県および姫路市の地域防災計画に位置付けられている道路。

発行 姫路市 都市局 まちづくり部 建築指導課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2547

E-mail kentikus@city.himeji.lg.jp
